

自治体情報システム β' モデル採用に係る 外部監査委託業務（牟岐町・美波町共同調達）仕様書

1 委託業務名

自治体情報システム β' モデル採用に係る外部監査委託業務（牟岐町・美波町共同調達）

2 業務の目的

本業務は、徳島県・市町村情報化推進協議会が実施する共同調達に基づき、令和8年度に牟岐町及び美波町における情報システムの β' モデル採用に関する監査を行うものである。

3 履行場所

原則 Web 会議等のオンラインで行うこと。なお、Web 会議の環境準備は各町において行う。
また、必要に応じて受託者の町役場訪問による実地調査も可能とする。

4 業務委託期間

（1）契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

（2）監査スケジュール

前項契約期間のうち、具体的な監査の実施日については受託者と各町で協議の上決定する。なお、想定されるスケジュールを別紙「監査スケジュール（案）」に示すが、これはあくまで参考であり、実際の実施日程等は協議により決定するものとする。ただし、5(4)で示す β' モデルの「監査報告書」及び「外部監査の実施に係る報告様式」の提出期限はそれぞれ次のとおりとする。

牟岐町：令和9年1月29日（金）

美波町：令和9年3月1日（月）

5 業務委託内容

牟岐町及び美波町の情報システムの β' モデル採用に関する監査である。

（1）監査計画の作成

監査に係る具体的な実施内容、実施体制、実施工程等を明記した監査実施計画書を牟岐町及び美波町それぞれと協議・調整の上策定すること。

（2）外部監査の実施

監査資料のレビュー及び監査対象課へのヒアリング等により実施する。

(3) 監査項目

総務省「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和 8 年 3 月版）」（以下、「監査ガイドライン」という。）を基に、牟岐町及び美波町の実情にあった監査項目を抽出して、監査を実施すること。

なお、牟岐町及び美波町は β' モデルを採用するため、監査ガイドライン 120 頁から 128 頁の監査項目については必ず監査を実施すること。

- ・ α' 、 β 、 β' モデル共通の監査項目（組織的・人的対策に係る 23 項目）

- ・ β' モデルを採用する場合の追加監査項目（13 項目）

(4) 監査報告書の作成

報告書の構成には以下の項目を含めるものとする。また、別紙「外部監査の実施に係る報告様式」についても作成する。なお、監査結果の監査報告会は必須ではない。

ア 監査項目すべてについての監査結果（監査を実施しなかった項目については、その旨を記載すること）

イ 指摘事項がある場合は、その具体的な内容

ウ 指摘事項に対する改善方針案

6 納品物

次に掲げる監査成果物は、町ごとに作成し提出すること。

(1) 監査報告書 1 部（Microsoft Word 形式のドキュメントデータ）

(2) 外部監査の実施に係る報告様式（J-LIS 指定フォーマット）

（Microsoft Excel 形式のデータ）

(3) 外部監査項目及び各項目に対する結果が記載された資料

（Microsoft Excel 形式のデータ）

※上記（1）～（3）の成果物は、各町が指定する方法にて納入すること。

7 対象範囲

牟岐町及び美波町それぞれの情報通信ネットワーク基盤

（システム利用部門及び個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）

8 作業日時

原則として土、日、祝日を除く 8:45 ～ 17:15 とする。ただし、来庁又は町職員の立会を要しない作業については、この限りではない。

9 監査実施体制及び要件

- (1) 受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）に登録されていること。
- (2) 受託者は ISO/IEC27001(JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (3) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (4) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制を構築すること。
- (5) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が一人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

イ 情報処理安全確保支援士

ウ 公認情報セキュリティ監査人

エ 公認情報システム監査人

オ 公認情報セキュリティマネジャー

カ ISMS 審査員

キ 公認システム監査人

ク 公認情報システムセキュリティ専門家

- (6) 監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）

- (7) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

10 その他特記事項

- (1) 交通費その他一切の諸経費は本業務による費用に含まれており、別途支給することはないので注意すること。
- (2) 成果物の納入後、その内容が要求品質を満たしていないものについては、受託者の責任において関連する項目を再検査し、当該箇所の修正を行うこと。